

公 示 送 達 書

長崎市告示第504号

令和8年3月18日及び同月27日付けの次の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、長崎市長（財務部収納課）が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住（居）所	氏 名
1	差押調書（謄本） 長収第調－7544号	長崎県長崎市深堀町4丁目38 番地8	福田 裕之
2	配当計算書（謄本） 長収第調－8124号	長崎県長崎市深堀町4丁目38 番地8	福田 裕之
3	以下余白	以下余白	以下余白
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。